

研究ノート

西洋中世都市と都市法の諸問題（続）

林

毅

- 一 「経済統一体」概念と「中心地システム」概念
- 二 十三世紀前半におけるヴェネツィア都市法について（以上四六号）

三 中世後期のケルン都市経済（以下本号）

- (一) 都市経済の新たな発展段階
- (二) 都市・周辺地関係の新たな発展段階
- (三) 最後に

「西洋中世都市と都市法の諸問題」と題するこの研究ノートは、わが国の学界（特に都市史研究界）の最前線で問題になつてゐる重要な問題点を取り上げ、それについて検討を加えると共に、私なりの見解を明らかにしようとするものである。先に発表した部分（『法学論集』四六号）においては、「経済統一体」概念及び「中心地システム」概念について、更に十三世紀前半におけるヴェネツィア都市法について検討したが、本稿では中世後期のケルン都市経済について考察を行いたいと思う。

三 中世後期のケルン都市経済

中世後期（十四・五世紀⁽¹⁾）のドイツ（西洋）中世都市が一般的に、経済史的にも社会史的にも、また法制史的にも、十二・三世紀の中世都市とは明らかに異なった発展段階を示していることは、十四・五世紀に多くの都市においてかの「ツンフト闘争」が成果を収め、一定限度において民主化された市制（市政）——「平民都市」*Plebejerstadt*——が誕生したという事が明瞭に物語っている。まさしくツンフト闘争こそは、新たな経済的、社会的発展を背景にして発生した法制上的一大変革だったわけであるが、ではしかば、ツンフト闘争を生み出した根本的原因である新たな経済発展の内容はいかなるものであつたろうか。言いかえると、十四・五世紀の都市経済は、十二・三世紀の都市経済と比較した場合にどのような発展を見せていたのであらうか。この問題に関して、中世ドイツ最大の商工業都市ケルンについて解説を行うというのが本稿の目的である。

（一）都市経済の新たな発展段階

これ迄わが国において、中世ケルン都市経済について最も多くの研究成果を発表されてきたのは、周知のように田北広道氏である。⁽³⁾ そして田北氏は、比較的最近、長年に渡る研究の一つの決算と言うべき著作『中世後期ライン地方のツンフト「地域類型」の可能性』（九州大学出版会、一九九七年）を公刊されたが、その中で氏は中世後期のケルン都市経済について次のような見解を明らかにされた。

すなわち氏は、中世後期のケルン都市経済を、まず基本的に構造転換期として把握される。その上でその構造転換

の最も重要な局面は、「経済統一化」の形成、ないし「中心地システム」の形成であるとされるのである。そして田北氏は、このような考え方はイルジークラーの見解に基づくものであり、イルジークラーがそのように述べているとされているのである。⁽⁴⁾

しかしながら、このような田北氏の見解は、二重の意味において誤っている。すなわちまず第一には、中世後期のケルン都市経済を構造転換期と見える氏の見解そのものが誤っている。そして第二には、田北氏はその見解がイルジークラーの見解であるとしてイルジークラーの研究を援用しているが、実はイルジークラーはそのような見解を述べていないのであって、それ故に田北氏は、イルジークラー説の理解の仕方においても誤っているのである。⁽⁵⁾以下において、上に述べたことを論証していきたいと思う。

結論を先に述べておくと、私は、中世後期のケルン都市経済は、十二・三世紀の都市経済とは明らかに異なった新たな発展段階を示すものとして把握されるべきであると考える。確かに、新たな発展に伴う一定の構造転換は認められるが、それは単に一側面を表すものにすぎず、決して本質的的局面を示すものではない。

この私の見解が正しいことをこれから証明していくが、まず最初に、田北氏が、ドイツにおける中世ケルン経済史研究の第一人者として高く評価するイルジークラーその人が、実際にはどのような把握をしているかを明らかにしなければならない。

彼は、十四・五世紀のケルン都市経済を概説した論稿（以下において『概説』と略記する）の中で、人口の増加について述べ、（十一・三世紀には約一〇〇〇〇人であったケルンの人口が）一四・五世紀になると倍増して四〇〇〇〇人を数えるに至つたことを明らかにしているが、その増加は「経済的上昇発展に照応するもので、その上一定限度

はその原因をなすものである」⁽⁷⁾ ということを明言しているのである。

この叙述は、まさにイルジークラーが、十四・五世紀のケルン都市経済は十二・三世紀のそれに対して新たな発展段階を示すものであると同時に、なお発展を遂げつつあるものであったという把握をなしていることを明瞭に物語っている。確かに彼は、田北氏が紹介しているように、十四・五世紀には一定の構造転換が行われたことを述べているが、それは単に一側面にすぎないものであって、基本的にはイルジークラーは、中世後期のケルン経済を新たな発展段階として理解しているのである。かくしてわれわれは、ドイツにおける最も有力な見解の内容を正確に把握することができたので、次に、新たな発展段階であることは具体的にどのような形で確認されるかを明らかにしていきたいと思う。以下、私なりの考え方につづて整理していくが、まず第一に取り上げられるべきものは、手工業における新たな発展である。

(1) 手工業の新たな発展段階⁽⁸⁾

a 職種の増加

中世後期におけるケルン手工業が新たな発展段階に達していたことは、まず第一に、手工業技術が進歩（生産力が増大）したことによつて市内における社会的分業が大きな発展を遂げ、十二・三世紀段階におけるよりもはるかに多様な職種が誕生するに至つたことによつて示される。

このことは、既にわが国においても伊藤栄氏が明らかにされていいた点の一つであるが、伊藤氏の研究によると、十世紀にはケルン市内に次のような約七〇の職種が存在しているにすぎなかつた。

(1) 金属工業部門

鍛冶屋、鉢前鍛冶屋、はさみ鍛冶屋、バツクル・締め金鍛冶屋、楯工、甲冑工、刀工、槍工、金細工匠、釣鐘工、鞘工、秤工。

(2) 織維工業部門

毛織物工、毛布工、麻織物工、敷布工、女糸つくり工、染色工、綱工、晒布工。

(3) 皮革工業および衣料生産部門

鞣皮工、革ひも工、羊皮紙工、毛皮屋、靴屋、靴屋（の一種）、仕立屋、製帽工、手袋工、ズボン仕立屋。

(4) 建築および木工部門

桶工、轆轤工、匣製造工、石工、大工、屋根葺き工、ガラス細工匠、ベンキ工、測量器具工。

(5) 食料品部門

肉屋、パン屋、粉（水車）屋、ビール醸造工、ぶどう酒醸造工、料理人、魚屋、めんどり屋、胡椒屋、塩屋、脂肪屋、チーズ屋、ビール酒屋、漁師、食料品屋。

(6) 商業および交易部門

鉄商、羊毛商、まぐさ商、香料・苗・薬草商、両替屋、高利貸し、商人、仲買人、馬商、塩製造人、羅紗商、麻布商、宿屋、船頭、浴場主。

(7) その他の職業

番人、使丁、鐘樓守、俳優、理髪師。

ところがその後時代が進んで十四世紀の末葉になると、職業の分化が著しく進んで、次のような約一七〇種類もの

職種が誕生するに至っているのである。

(1) 金属工業部門

鍛冶屋、馬蹄鍛冶屋、錠前屋、はさみ鍛冶屋、刃物鍛冶屋、なべかま鍛冶屋、真鍮細工師、バッкл・締め金工、つり針・つり具工、釘工、針金工、指輪工、のこぎり工、錫器工、釣鐘工、青銅工、首飾工、鉛工、楯工、甲冑工、(特殊な) かぶと工、脛当工、刀工、刀剣の特殊部門をつくる工人、ナイフ・小刀工、槍工、ガラス工、銀細工匠、金細工匠、金箔師、女の金ろくろ工、鞘工、ベルト工、手錠・足枷製造工、貨幣鋳造工、拍車製造工、陶工、秤工、印章工。

(2) 織維工業部門

毛織物工、ティルタイ織布工、麻織物工、織物製造工、敷布工、織麻女工、絹織布女工、刺繍工、女より糸工、金糸紡績女工、染色工、綱匠、網工、剪毛工、晒布工、バルケント織布工。

(3) 皮革工業および衣料生産部門

鞣皮工、白鞣工、革ひも工、羊皮紙工、カバン工、袋物工、製本工、鞣皮仕上工、仕立屋、毛皮屋、製帽工、靴屋、靴屋(の一種)、子供靴屋、木靴屋、古靴なおし屋、手袋工、ズボン仕立屋、マント・頭巾仕立屋、クッション・座ぶとん・枕製造人。

(4) 建築および木工部門

木工、石工、屋根葺き屋、ガラス工、ベンキ屋、煙突掃除夫、舗床(石)工、通路工、井戸掘り人、壁工、桶工、轆轤工、匣製造工、きこり、コップ・杯工、ロザリオなどの製造工、櫛工、ボタン工、差物師、ランタン

（ちょうちん）製造工、船大工、車大工、測量器具工、紡糸・糸捲機製造工、板製造工、オルガンつくり。

(5) 食料品部門

肉屋、パン屋、粉（水車）屋、ビール醸造工、密酒（蜂蜜）醸造工、ぶどう酒醸造工、料理人、ひき割り製造人、魚屋、酢屋、果物屋、油屋、めんどり屋、たまご屋、胡椒屋、塩屋、脂肪屋、チーズ屋、ぶどう酒酒屋、ビール酒屋、食料品屋、漁師。

(6) 商業および交易部門

炭屋、穀物商、亞麻商、香料・苗・薬草商、大青商、鉄商、羊毛商、まぐさ商、綱商、松明商、両替屋、高利貸、商人、雜貨商、仲買人、馬商、塩製造人、染料工（商）、羅紗商、麻布商、宿屋、革屋、船頭、古物商、薬剤師・薬種商、灯油屋、ろうそく製造人、浴場主、衣服商、古着商。

(7) その他の職業

番人、使丁、ぶどう酒樽運搬夫、音樂師、鐘樓守、オルガニスト、俳優、人形つくり、点燈番、運搬夫、荷揚車の御者、鷹匠、理髪師、ぶどう作り、櫂手。

伊藤氏が明らかにしている以上の諸職種の中には各種の商人も含まれているが、それを除いて考えてみた場合、中世後期にはケルン手工業において社会的分業（職業分化）が著しく進展していたことを、明瞭に認識することができるのである。

もちろん中世後期には、イルジークラーが明らかにして（田北氏が紹介して）いるように、手工業における一定の構造転換、すなわち織維工業内部での羊毛工業の後退とバルヘント・絹工業の台頭、周辺地域の冶金技術変革の影響

を受けた金属加工業の成長、ホップビールの採用による醸造業の急成長とぶどう酒商業の後退、及び羊毛工業における織布工程の衰退と仕上げ工程の興隆等が行われ、手工業の分野によつては衰退したものもあるが、しかし中世後期のケルン手工業を総体として見るならば、それは明らかに十二・三世紀におけるよりも一段と発展した新たな段階を示しているのである。

b ツンフトの増加

中世後期には、ケルン手工業の職種が増えたのみではなく、手工業者のツンフトの数も激増した。この点も既に伊藤氏が解説している⁽¹⁾が、十二・三世紀にはケルン市内に僅か七個のツンフトしか存在しなかつた（敷布織工、輶轆工、製帽工、毛織物工、羅紗商、麻布商、油しぼり屋の各ツンフト）。ところが十四・五世紀には数多くの職種においては、ツンフトの結成が進み、十五世紀には合計六〇個のツンフトが存在するに至つたのである（金属工業部門においては、鍛冶屋、甲冑工、刀工、錫器工、青銅工、金細工匠、女金紡糸工、真鍮工、針（釘）工、首輪工、槍工。織維工業部門においては、毛織物工、敷布織工、麻織物工、ティルタイ織布工、財布織布工、剪毛工、染色工、綱工、女のより糸工、女の絹織布工、バルケント織布工。皮革工業及び衣料生産部門においては、革具・革ひも工、馬具・鞍工、鞣皮工、カバン工、袋物工、白鞣工、羊皮紙工、靴工、毛皮屋、手袋工、靴なおし工、仕立屋、製帽工。建築及び木工部門においては、大工と石工、屋根葺き工、ガラス工、ベンキ工、紋章工、壁工、桶屋、輶轆工、木彫工、箱工、櫛工、車大工。食料品部門においては、肉屋、パン屋、ビール醸造人、魚屋、油しぼり屋。商業部門においては、羅紗商、ぶどう酒商、麻布商、大青商、鉄商、宿屋。その他として理髪師、ぶどう酒樽運搬夫）。

以上のように中世後期にツンフトの数が増加したことは、手工業者の経済的地位と社会的地位がそれだけ上昇した

ことを物語つてゐる。しかしながら忘れてならないことは、中世後期（特に一三九六年以後）には手工業者の政治的地位も大幅に向上了したという事実である。周知のように一三九六年にはツンフト闘争が勝利を収め、それまでの都市貴族（門閥）によって獨占されていた都市参事会に代わって、手工業者を含む全市民によつて選出される新たな民主的参事会が誕生した。⁽¹²⁾ そしてそれに伴い、従来の経済的ツンフトの他に、それらがそれぞれいくつか糾合されることによつて新たな政治的ツンフト、すなわち「ガッフェル」（Gaffel）が形成され、新たな参事会員は各ガッフェルから選出されることになつたのであつた。かくして手工業者は、ガッフェル（政治的ツンフト）を結成したことにより、商人と並んで新たな民主的市制（市政）の担い手たる地位を確立したのである。

c 問屋制度の発展とツンフトの融解

中世後期のケルン手工業が新たな発展段階に到達していたことを明瞭に物語る第三のものは、問屋制度の展開である。

このことは既にわが国においてもよく知られている事柄であるが、それについてイルジークレーは、上記『概説』の中で次のように概括すると共に、各業種についてその概要を叙述している。

「全ての輸出工業において多かれ少なかれ明瞭に現れているのみならず、例えば在地的なぶどう酒市場のために労働する桶屋（樽作り）の間にも見られる問屋制度……」、「問屋主はケルンにおいては、多くが商人の中からではなく手工業自体の中から出現したことが、この都市の経済構造と社会構造の特色であり、それがこの都市を比較可能なフランドル諸都市や上部イタリア諸都市から区別している」。⁽¹³⁾

そしてイルジークレーは、十四・五世紀のケルン経済について詳細に究明した著作の中では、繊維工業、金属加工

業、皮革加工業等の各業種ごとに、問屋制度の展開について詳しい分析を行つてゐるのである。⁽¹⁵⁾

わが国においては、このイルジークラーの研究を始め、ドイツの学者達の諸学説を吟味検討しつゝ、田北氏が中世後期ケルン手工業とそこにおける問屋制度の発展について、繊維工業（毛織物工業、バルヘント工業、絹工業等）、皮革加工業（ベルト加工師、皮鞣工等）及び金属加工業（銅加工師、甲冑工等）のそれぞれについて立入った叙述を開している。⁽¹⁶⁾

以上のような諸研究を通じ、ケルン手工業においては、十四・五世紀に問屋制度が新たな発展段階に到達していたことが明白にされているわけである。

さて、以上のように中世後期のケルン手工業においては、問屋制度が大きな発展をとげるに至つたこと、特に先のイルジークラーの指摘が示すように、ケルンにおいては問屋主が手工業者の中から大量に現れたということは、ツンフトの成員（親方）の中から經營規模を拡大して問屋主に上昇した者と、問屋主のために賃仕事をする地位に陥つた者、すなわち工賃労働者化した者が生じてきたことを意味する。ということは、中世後期になると、本来は成員（各親方）の生業を維持するために成員間の平等（機会均等）（と対外的には独占）を目的として形成され、それを原則としてきたツンフトが、かなりの程度迄融解し、親方の間に不平等（貧富の差）が現われてきたことを物語るのである。このように、中世後期のケルン手工業においては、一般論で言えば近世のマニュファクチャ一期に典型的に見られる、いわゆる共同体の解体现象が既にある程度始まつていたという事実は、極めて重要な事柄であると言わなければならぬ。

d 手工業者間における階層分化の進展

上で考察したように、中世後期のケルン手工業においてツンフトの融解、すなわち共同体の解体が始まっていたことは、手工業者間に階層分化が進展していたことを意味する。そしてこのこと、十四・五世紀が新たな発展段階であることを示す重要な事実の一つである。

手工業者間における階層分化は、二つの形において行われた。すなわちその一つは、職種を異にする諸々のツンフトの間で、富裕なツンフトと貧しいツンフトが現われるという形である。そしてもう一つは、ある一つのツンフト（職種）の間で、富裕な成員（親方）と貧しい成員（親方）が現われるという形である。

上のことについてイルジークラーは、『概説』の中で次のような趣旨の叙述を行っている。すなわち、まずツンフト相互間の階層分化については、中世後期においてケルンの住民全体は、大別すると上層、中層、下層の三つに区別されるが、手工業者は全体として中層に属する。ところが全体としては中層に属する手工業者の中にも、富裕なツンフトと貧しいツンフト、大きなツンフトと小さなツンフト、名望のあるツンフトとそうでないツンフトという区別が存在する。かの「同盟文書」の中には合計一二個のガツフェル（政治的ツンフト）が登場するが、その登場順位はある程度以上の区別の順位に相当すると解釈され得る。もつともその順位には、その後の時代の動きにつれて変化が生じてくる（なお、同盟文書におけるガツフェルの登場順位は次の通りである。織布工、Eisenmarkt（商人）、Schwarzenhaus（麻染色工、大青商）、金細工匠、Windeck（商人）、毛皮屋、Hummelreich（商人）、ベンキ工、革ひも工、石工、鍛冶屋、パン屋、ビール醸造人、ベルト工、肉屋、魚屋、仕立屋、靴屋、甲冑工、錫器工、桶屋、敷布工）。

次に、同一ツンフト内部における親方間の階層分化については、イルジークラーは、「個々のツンフトの内部にお

いては、社会的な分化はツンフト相互間における分化よりも、通常はより強大であった」と述べているのである。なお、このようなツンフト内部の親方間の階層分化については、田北広道氏もその研究の中で明らかにしている。⁽¹⁸⁾

e ツンフトの閉鎖化と職人階級の発生

周知のように、ツンフトは一般的に徒弟制度に基づいていた。ある職種の手工業者になることを希望して親方の下に入門した者は、一定期間徒弟としての修業を終えると職人の身分に上昇した。そして更に一定期間職人としての修業を終えると、ツンフトへの加入を申請し、親方の地位を獲得することができたのである。従つて、原則としては全ての手工業者が最終的には親方となり、ツンフトの一員として生業の維持を目的とする安定した営業生活を展開することが元々は可能なのであつた。

ところが、これまた周知のように、中世後期になると一般的にツンフトの閉鎖化という現象が生じ、親方の数が一定数に限定されるようになつた。その結果、以前のように職人の全てが親方に上昇するという事態は不可能となり、親方になることができずに生涯職人として、賃金労働者化した形で生きていかなければならない職人が発生してきたのである。これはまさしく、新たな階級としての職人が誕生したことを意味しており、中世都市の手工業制度の中に全く新たな要素が生じたことを物語っている。階級化した職人は、独自の職人組合を結成し、親方との間で様々な対立と紛争を生み出していくのである。⁽¹⁹⁾

以上は一般論であるが、ケルンの場合はどうであつたろうか。ケルンで最初にツンフトがいくつかの職種において形成されたのは十二世紀であるが、当時ツンフトへの加入条件は、分割払も可能な入会金の支払いということのみであり、従つてツンフトへの加入には大幅な自由が認められていた。しかし時代が進むにつれてツンフトへの加入には

次第に条件が課せられていき、中世後期になるとその条件は厳しいものとなるに至った。⁽²⁰⁾ すなわち、十四・五世紀になると多くのツンフトで十分な職業教育を受けたことや十分な技能を有することが条件とされ、十五世紀には例えば剪毛工、仕立屋、甲冑工、靴屋、指物師、刀工等のツンフトでは親方作品の試作とその審査の合格が必要とされるに至った。更に十五世紀には多くのツンフトにおいて、申請者が良き評判を有することが加入条件とされ、例えば金細工匠、真鍮工、床屋、大工、桶屋、剪毛工、革具・革ヒモ工等のツンフトは申請者が嫡出であることを要求したし（金細工匠ツンフトはそのうえ自由身分であることと賤民でないことを要求した）、肉屋と桶屋のツンフトは自由身分であることを要求した。

以上のように、中世後期に多くのツンフトで厳しい加入条件が課せられたことは、その結果として当然ツンフトが閉鎖化し、そのため親方に上昇することを阻まれた職人、生涯職人に留まらなければならなくなつた者、すなわち賃労働者化した職人、階級としての職人が誕生したことを物語つっている。

田北氏が明らかにしているように、ライニングハウスが、靴屋、皮鞣工、金細工匠、錠前師の職種においては職人組合の存在が確認されるると、また田北氏自らが縮絨工、皮鞣工、靴屋、鞣皮仕上工の職種において職人組合の存在が確認されるといふことは、少なくともそれらの職種においては賃労働者化した職人、階級としての職人が生まれていたことを明示していると言わなければならないであろう。

従つてケルンにおいても、中世後期には多くのツンフトで閉鎖化が進んで階級としての職人が生み出され、手工業組織が新たな発展段階に到達していたことは明白なのである。

もつとも、この点は既に田北氏が詳細に論じられているが、ケルンは職人運動が低調であつたことを特色とする都

市の一つであり、他の多くの都市で見られたような職人と親方との間の深刻で厳しい対立と紛争はあまり発生しなかつたようである。

以上において、手工業における中世後期の新たな発展段階を一通り明らかにすることができたので、次に商業におけるその考察に進むこととする。

(2) 商業の新たな発展段階⁽²³⁾

ケルン市を拠点として展開される商業活動も、中世後期には十二・三世紀におけるのと異なった新たな発展段階に到達した。このことをわれわれは、商業の量的発展と質的発展という二つの局面において確認することができる。

a 商業の量的発展

商業の量的発展は、まず第一に、ケルンの市場において取引される商品が量的に増大したという事実によつて示される。

i 商品取引量の増大に伴うケルン市場の発展

十二・三世紀においても、ケルンにおける商業取引は非常に活発に行われていた。既に年三回の大市（メッセ。復活祭、八月一日、十月末）が開催され⁽²⁴⁾、そこでは聖俗貴族や都市貴族の需要を満たす奢侈品や特産物（遠隔地商業の取扱商品）が主な商品として取引された。更に地方市場としては週市が開催され、そこではケルンの一般住民や近隣農村の農民の需要を満たす日常生活必需品が商品として取引された。

しかしながら、先に述べたように中世後期にはケルン市の人口が倍増していたが、このことは、ケルンの住民の需要を満たす物資（その中には大別して、食糧品及びその他の消費物資と、手工業者にとって生産手段となる原料や道

具等の生産財が存在する）だけをとつても、その必要量は倍増したことを意味し、従つて商品として取引されるその量も倍増したことを物語つている。そしてこのことを明瞭に示すものが、中世後期には新たに日市 (täglicher Markt, 毎日開催される市) が成立していたという事実である。この日市には、周辺地域の中小都市や農村から多数の小商人や農民が商品を運んできて、その中にはライン河を船で来訪する者も多かつたと言われる。⁽²⁵⁾

そしてまた中世後期になつても、遠隔地商業の中継基地としてのケルンの重要性に変りはなかつた。中世北欧商業の市場構造全体が変化したことにより、ケルンの大市のあり方にも一定の変化は生じたもの⁽²⁶⁾の、互市強制権 (Stapelerrecht) の発展と相俟つて大市・年市はなお繁栄を続けた。従つて中世後期には、遠隔地商業の商品取引量も増加したことは間違いない。かくしてわれわれは、総体的に中世後期における商品取引量の増大と市場の発展という事実を確認することができるのである。

ii ケルン商人の商業活動の量的拡大

ケルンの市場において商業取引に携つた商人の中には、大別すると外来商人とケルン商人との二つが存在した。従つて中世後期に商品取引量が増大したという事実は、ケルン商人の商業活動も量的に発展したことを意味する。

ところで、ケルンに定住するケルン商人の中には、大別すると次の四種類が存在した。すなわち、卸売商人（主に遠隔地商業に携り、特産物や奢侈品の取引を行う）、小売商人（ケルン市内で小売商業を行う）、小商人（小規模な小売商人）、及び行商人の四つである。そして上述のように中世盛期から後期にかけてケルンの人口は倍増したから、当然ながら以上の四種類の商人の数もそれぞれ大きく増大したし、それぞれが行う商業活動は量的に増大したわけである。

しかしケルンの経済的繁栄に最も大きな役割を果たしたのは卸売商人（遠隔地商人）であるが故に、以下卸売商人に限つてその商業活動の量的発展を考察するならば、中世後期には彼らの遠隔地商業活動の地理的範囲が新たな拡大を見せた。彼らの商業活動は既に十二世紀においても、フランドルやイギリス、ロートリンゲンや上ライン地方、デンマーク、ウェーデンからロシア、またヴィーン、ハンガリー、更にはキエフに迄及んでいた。しかし中世後期になると、彼らの遠隔地商業の地理的活動範囲は、例えばフランス西南部からイベリア半島に迄及ぶようになったようになる。あらゆる方面、あらゆる地域において新たな拡大をとげたのであつた。そしてそれに伴い、彼らが取扱う商品の種類と量が大きく増大したことは言う迄もない。⁽²⁷⁾

b 商業の質的発展

商業の質的な発展は、ケルン商人が商業活動を展開する際の「経営形態」及び「経営技術」において新たな発展が見られたこと、そしてその結果の一つとして新たに銀行業（金融業）が成立したこと等の事実によつて確認される。

i 経営形態の発展

まず第一は、既に手工業のところで考察した問屋制度が発展したことである。多くの職種において有力な商人及び商人化した富裕な親方が問屋主となつて問屋制が展開したことは、ここに新たに「問屋制商業資本」という新たな資本の形態が発生したことを物語つており、これは商業史ないし（広義の）資本主義史における重要な出来事である。

この問屋制商業資本は、わが国の経済史学（大塚史学）においては安易に前期的資本の範疇に包摶されてきたが、はたしてそれでよいか。これは重要な問題であるので、いずれ稿を改めて検討することにしたいが、いずれにせよ、中世後期のケルン商業には問屋制度という新たな経営形態が発展し、商業が新たな質的発展を見せたことは明らかで

ある。

経営形態の発展を示す第二の重要な事実は、ケルン商人の間で共同企業の形態即ち「商事会社」が大きな発展を見せたことである。ケルンの有力商人達は、特に大規模な遠隔地商業を開拓する場合に契約を結んで会社を設立し、共同で企業の経営を行つたのであつた。

ii 経営技術の発展

中世後期にケルン商人及び彼らが結成した商事会社の経営技術において見られた新たな発展としては、「商業帳簿」の技術的進歩、「信用取引」の発展、及び「手形制度」の普及等の事柄があげられる。⁽²⁸⁾

iii 銀行業の成立

中世後期における経営形態及び経営技術の発展は、ケルン商人の営業活動の中に新たに銀行業（金融業）を誕生させた。銀行業務は、外地に支店等を有する有力なケルン商人の手によつて営まれ（その営業においては手形が大幅に用いられた）、彼らは利息付の消費貸借、すなわち金融活動をも活発に展開したのであつた。

（3）都市経済政策の新たな発展段階

一般的に西洋中世都市においては、「都市経済政策」(Stadtirtschaftspolitik)と称される一連の政策、すなわち、自都市の商人・手工業者の利益増進、市民の消費生活の安定、更には財政収入の確保等を目的とする経済統制政策が都市当局（都市参事会＝自治政府）の手によつて実施された。ケルンにおいてもそれが活発に行われたことは言う迄もないが、その都市経済政策が中世後期には新たな発展段階に到達した。

ケルンにおける都市経済政策に関しては、既に私は「食糧品統制政策」についてある程度立入った考察を施したこ

とがあるが、それ以外にも、商品の「価格統制政策」⁽²⁹⁾や「互市強制権」政策その他が存在した。これらについてはいずれ本格的究明がなされる必要があるが、ここでは特に重要な互市強制権について簡単に触れておきたい。

ケルンの互市強制権 (Stapelrechte) は、外来商人に対してケルン市を越えて商業旅行を行うことを禁止し、外来商人には搬入した商品をケルンの市場でケルン商人に対してのみ販売することを強制して、それによつてケルン商人に仲介商業の利益を確保しようとするものである。ケルン市が互市強制権を特権として獲得したのは十二世紀とも十三世紀とも言われるが、ケルンはその後特権の再確認を得ながら、それに基づく政策を実施し続けた。しかし中世後期になると、それが最も充実した形において実施されたのであつた。⁽³⁰⁾

互市強制権を現実に行使するためには、物的及び人的な施設・制度を整備することが必要であるが、これらが中世後期には一段と整備された。すなわち物的な施設としては、商品（荷物）の積降ろしと積替えに必要な起重機、商品の度量に必要なばかり、及び商品の検査、徵税、売買に利用される商館（取引所）等があり、人的な制度としては、諸々の施設に配置される都市役人（起重機役人、徵稅役人等）とその補助労働者、それに仲買人等が存在した。⁽³¹⁾

以上において、ケルンの都市経済それ自体が、中世後期にはどのような新しい発展段階に到達していたかを具体的に明らかにすることができるので、次には、ケルン市と周辺地との関係において中世後期にはどのような新たな発展が確認されるか見ていくことにしたい。

(II) 都市・周辺地関係の新たな発展段階

経済の面において、中世後期にはケルンとその周辺地（農村及び中小都市）との関係がいかに新たな段階に到達したかを解明するためには、まず第一に、周辺地そのものが中世盛期から中世後期にかけていかなる発展を辿ったかを明らかにしなければならない。

(1) 周辺地自体の新たな発展

a 農村の発展

ライン地域の農業制度が中世盛期以降にいかなる発展をとげたかについては、古くは既にシュタインバッハがその概要を明らかにしていた。彼によれば、十二世紀以降ライン河下流域においては、ヴィリカツィオーン制（古典莊園制）の解体過程が進行し、領主直営地の解体や新たな借地関係の形成が行われた。その結果、新たな領主（地主）層と借地農民との間には、地域によってその形態には差異があるものの、一般的に見て Pacht（用益賃貸借）、特に Zeipacht（定期用益賃貸借）⁽³⁵⁾ は定期借地の形式における借地関係が普及していった。そして新たな借地農民層は、一定限度において都市の市場を志向した商品生産を行うようになつたのであり、かくして中世都市の成立発展と相伴つて農村と農民の借地関係も貨幣経済に適合的なものへと移行していったのであつた。⁽³⁶⁾

ライン地域の農村におけるこのような変化・発展について、新しくはイルジークラーがその論文「十三・十四世紀におけるライン下流域諸都市の近隣地帯におけるヴィリカツィオーン制の解体と定期用益賃貸借制度への移行」⁽³⁷⁾ の中でより立入った解説を行つてゐる。すなわち彼は、中世盛期から後期にかけて、都市の影響の下に、借地の形式としては定期用益賃貸借（Zeipacht）が普及していくこと、そしてそれに伴つて農業技術の進歩、農業労働の集約化、

休閑地の耕作（裏作）、食糧品以外の商品作物——手工業の原料となる大青、茜、麻、ホップ、或いは飼料作物等——の栽培が進み、新たな借地農民の農業經營の市場經濟への編入が發展したことを明らかにしたのである。そして更に彼は、特にケルン市の近郊においても、ケルンの都市貴族層をも地主とする定期用益賃貸借關係が大量に展開した事實を示しているのである。

以上のように、周辺地農村において貨幣經濟に適合的な定期用益賃貸借という新たな借地關係の下で農業生産が新たな發展をとげたことは、農村と都市の間の社會的分業が一層進展したことを物語つており、この社會的分業の進展の結果こそが、ケルン市の經濟的發展及びケルンの周辺地における中小都市の新たな發展に他ならなかつた。

b 中小都市の發展

このことは、それら中小諸都市についての個別的研究が既に實証的に明らかにしているところであるが、中世後期のライン下流域においては、中小諸都市の都市經濟がそれぞれ新たな發展段階に到達した。

まずライン沿岸の本来のケルン大司教領内に限つてみても、多くは中世盛期に成立した次のような諸都市が中世後期には一層の發展をとげるに至つた（括弧内は都市の成立年代）。すなわち、ノイス（十二世紀）、ボン（十三世紀前半）、ラインベルク（一二三三年）、アールヴアイラー（一二四六年）^{（38）}、チュルピッヒ（一二五一—五五年）^{（39）}、ユールディンゲン（一二五五年）、レッヘニッヒ（一二七九年）、ブリュール（一二八五年）、ラインバッハ（十三世紀末）、ケンペン（一二九四年）、リンツ（一三二一年）、リン（一三三〇年）、ツォンス（一三七三年）^{（40）}、アンデルナッハ（十四世纪）、レンス（一四〇〇年）、ウンケル（十五世紀）、カイザースヴェルト（？）。

またケルン大司教領外のケルン周辺地においても、例えば次のような諸都市が中世後期には新たな發展を見せた。

すなわちアーヘン、デュレン⁽⁴¹⁾、オイスキルヒエン、ミュンスター・アイフェル、ドルトムント、ジークブルク、ジーゲン、コブレンツ等である。

以上のように中世後期には、ケルンの周辺地（ライン下流域）の農村においても中小都市においても新たな経済的発展が見られた。その結果、ケルンと周辺地間の諸関係においても質的に新たな発展がなされたことは言う迄もなかろう。次にその考察に移るが、まず第一は、都市と周辺地との間における矛盾・対立関係の発展である。

（2）都市・周辺地間における矛盾・対立関係の新たな発展

a 都市・農村間の矛盾・対立

都市・周辺地間の矛盾・対立の第一の局面は都市・農村間の矛盾・対立であるが、そのまず一つは、封建的土地所有をめぐる領主・農民（農奴）間の矛盾・対立である。

改めて言う迄もなく、西欧封建社会における基本的な階級関係は領主・農奴の関係であり、従つてまず第一の階級対立は領主・農奴間に存在した。そしてその矛盾・対立関係の具体的な内容は時代と共に変化していったわけであり、ヴィリカツィオーン制（古典莊園制）の段階においてはその段階に特有の矛盾・対立が存在した。その後中世盛期から後期にかけてヴィリカツィオーン制（古典莊園制）の崩壊＝地代莊園制（純粹莊園制）への移行が行われると、今度は新たにその段階に特有の矛盾・対立関係が発生してくることになる。そしてそれが次第に激化していく結果こそが、ドイツ全体について一般的に言うならば、近世初頭におけるかの「農民戦争」に他ならないのである。

ライン下流域においては上述のように、中世後期には定期用益賃貸借関係が普及していったが、ケルン周辺の農村地帯においては、ケルン市内に本拠を置く教会やケルンの都市貴族層を領主（地主）とする新たな定期借地関係が

大量に展開されていった。そしてその結果としては、そのような借地（新たな領主・農民）関係をめぐって様々な形における矛盾・対立関係が展開されていったことが想定される。しかしライン地域農村史については素人の私に、この点について立入った叙述をする力は無いので、残念ながらここでは以上のような簡単な指摘をしておくに留めざるを得ない。

都市・農村間の矛盾・対立の第二は、都市手工業と農村手工業との間の矛盾・対立である。中世後期には農村手工業が大きな発展をとげたが、その結果、勃興してきた農村手工業と都市手工業との間には販路をめぐる競争関係に基づく深刻な利害の対立⁽⁴³⁾が生じてきた。この対立を解決する方法の一つは、周知のように、都市手工業が利益の独占を図つて農村手工業を禁圧するところの、かの「禁制圏」（Bannmeile）設定政策であった。この禁制圏をめぐっては、抑圧される農村と抑圧する都市との間に紛争や諸々の対立関係が生じたことは言う迄もない。

田北氏の研究が明らかにしているように、ライン地域では禁制圏法は広汎な展開を見せておらず、ケルン市に関してもその存在は証明されていないようである。しかしケルン周辺の中小都市の中、ジークブルク、ノイス及びデュレンにおいては禁制圏の設定が明確に証明されているし、また禁制圏が設定されなかつた場合には、都市手工業と農村手工業との間にむしろより深刻な矛盾・対立が発生したことが想定される。従つてこの問題は、今後より詳細に解明されていかなければならない重要な問題の一つとして残されていると言わざるを得ない。

都市・農村間の矛盾・対立の第三として考えられるのは、問屋制度に基づく矛盾・対立である。すなわち農村の手工業者が問屋制度に編成されて都市の問屋主への経済的従属に陥つた場合には、その従属関係の中から紛争が発生する場合があつたと想定されるのである。

b ケルン市と他都市との間の矛盾・対立

中世後期にライン下流域全体（更には西欧全域）において商業活動が活性化し、都市経済が新たな発展をとげたことは、諸都市相互間の競争関係が激化したこと、そしてそれにより、商業の面においても手工業の面においても都市相互間の矛盾・対立が強まつたことを意味する。特にケルン市は、抜きん出た地位にある大商工業都市であったが故に、ケルンと他都市（ケルン周辺地の中核都市のみならず、遠隔地の都市も含めて）との間の利害の対立には著しいものがあつたと考えられる。

まず商業の面におけるケルンと他都市との矛盾・対立を最も明瞭に物語つているのが、かの互市強制権（Staplerrecht）をめぐるケルンと他都市との紛争である。互市強制権の貫徹により、他都市の商人の利益を犠牲にしてケルン商人の利益増大を目論むケルン市当局の政策に対しては、他都市や他都市商人とケルン市との間に様々な対立や紛争が発生したのであつた。⁽⁴⁴⁾

同じく、一四七五年にケルン市が皇帝から特許状を獲得してライン河で新たな流通税を徴収しようとした際に、周辺諸都市（及び諸侯）から強硬な反対運動が起り、二十年間にも渡つて紛争が続いたという事実も、ケルン市と周辺諸都市との間に商業上の利益をめぐる矛盾・対立関係が存在したことを明瞭に示しているのである。⁽⁴⁵⁾

次に、ケルンの手工業者と他都市の手工業者との間においても、中世後期には競争関係に基づく様々な紛争が発生したのであつた。⁽⁴⁶⁾

以上見たように、中世後期には、ケルン市と周辺地との間に多様な形で矛盾・対立関係が発展したのであつたが、しかし同時に他の一面においては、ケルン市と周辺地との間に、ケルン市をいわゆる「中心地」とするところの社会

的分業関係が一段と発展をとげることになった。

(3) 都市・周辺地間における分業関係の新たな発展

これのままで第一は、ケルンの住民（特に一般住民）及び周辺地の住民が日常的に消費する必需品（消費物資、すなわち食糧品及びその他の消費物資）に関して発展した社会的分業関係である。

a 日常生活必需品（消費物資）に関するケルン・周辺地（農村及び中小都市）間の分業関係

この分業関係においては、ケルンの手工業者と周辺地の農民及び手工業者が生産した日常生活必需品がケルンの市場において販売（取引）され、ケルンの住民（一般住民⁽⁴⁷⁾）と周辺地の住民の需要を満たすことになる。

勿論、ケルン市内で生産された日常生活必需品の一定部分は、商品として遠隔地迄搬送されてそこで消費されたし、またケルンの一般住民が消費する必需品の中にも、遠隔地から商品として搬入された品々もあつたであろう。しかしケルンで生産された日常生活必需品の多くはケルン市内や周辺地で消費されたり、ケルン一般住民が消費した必需品の多くは周辺地から搬入されたと考えられるから、従つて日常生活必需品に関するケルン・周辺地（農村及び中小都市）間の分業関係（消費物資の供給圏）を具体的に確認していくことは、経済史研究における一つの重要な課題をなすと思われる。

b ケルンの輸出手工業に対する原料・中間製品の供給圏の形成

これは、いわゆる「経済統一体」の形成としてイルジークラーが解明し、それを田北氏が自らの研究の中に全面的に取入れて紹介したところのものである。⁽⁴⁸⁾

すなわち、中世後期に問屋制度を開いたケルンの輸出手工業諸部門においては、周辺地の農村や農村手工業・

中小都市手工業が原料及び中間製品の供給源という関係においてケルン市との分業関係の中に立つことになり、その結果、それぞれの部門ごとに原料・中間製品の供給圏というものが形成されることになったのであつた（毛織物供給圏、ホップ供給圏、鋼・鋼製品供給圏、鉄・銅供給圏、毛皮供給圏）。

経済統一体という概念は、実体の無いもので、研究上無益有害であるが故に用いるべきでないことについて⁽⁴⁹⁾は、先の拙稿で明らかにしたが、供給圏の具体的な内容についてはイルジークラー及び田北氏の研究を参考頂きたいと思う。

なおイルジークラーの研究においては、輸出手工業に関してのみ原料・中間製品の供給圏が解明されているが、輸出手工業のみならずケルンの手工業全体について、原料を始めとする生産手段がいかなる地域から搬入されていたか、言いかえると供給圏がいかに形成されていたかを明らかにすることも、一つの研究課題として残されていると思う。

（4）商業及び信用・貨幣関係におけるケルンの中心地機能の発展

これも田北氏がいわゆる「中心地システム」の確立として解明されているところであるが、中世後期には商業及び信用・貨幣関係の両面においてケルンの中心地機能が増大したために、一つには食糧品取引（穀物、食肉用家畜、魚等）の面において、周辺地に対するケルンの高次の分配機能が確立した。⁽⁵⁰⁾

また先に明らかにしたように、中世後期にケルンにおいて金融業が発展したことは、資金＝信用供与者としてのケルンの地位を高めることになり、その結果信用・貨幣関係においてもケルンの中心地機能が確立したのであつた。⁽⁵¹⁾

但し、これも先の拙稿で明らかにしたように、「中心地システム」という概念は実体の無いもので研究上無益にして有害なものであるが故に、決して用いるべきではないのである。

(三) 最後に

(1) 以上において具体的に明らかにしたように、ケルン都市経済は中世後期になると、都市経済それ自身の面においても周辺地との関係の面においても、十二・三世紀におけるとは明らかに異なった発展段階に到達し、様々な点で新たな様相を呈するに至っていた。

ところで、このような事実を、ドイツ（西欧）中世においてどこ迄一般化できるであろうか。言う迄もなく中世都市にはいくつかの類型があり、ケルンはいわゆる典型的な「遠隔地商業・輸出工業都市」に属するから、それとは異なる類型の都市に対しては決してそのまま一般化することはできないであろう。またケルンと同じ遠隔地商業・輸出工業都市の類型に属する都市の中にも、何らかの原因によって中世盛期以後停滞したままであつたり、或いはむしろ衰退してしまった都市も存在したから、これらの都市に対してもケルンの事例を一般化することは不可能である。

しかしながら、同じ類型のかなり多くの都市に対しては一般化が可能なではなかろうか。少なくともツンフト闘争が成果を収めた都市においては、基本的にはケルンと同じ発展が確認されるのではないであろうか。これはあく迄も見通し（仮説）に過ぎないから、具体的検討は今後の課題として残し、大方の御教示を得ていきたいと思う。

(2) 最後に、この点は本稿において触れることができなかつたが、中世後期にその経済が新たな発展段階に到達したケルン市の内部においては、市民（住民）の間で階層分化が進行し、それら諸階層の間の矛盾・対立が顕在化していく。そしてその矛盾・対立の中のいくつかはぬきしならない所迄激化していく、遂にはかのツンフト闘争（ツンフト革命）を発生させることになるのである。従つてケルンのツンフト闘争（ツンフト革命）を本稿で分析したような都市経済の発展との関連において解明していくことが、今後のもう一つの大きな研究課題になつてくるわけであ

るが、それについては稿を改める（いふむ），本稿の筆は（い）で擱かたいと思つ。

(1) ドイツ史の時代区分において、通常は一二五〇年—一五〇〇年の時期が中世後期 (Spätmittelalter, das späte Mittelalter) と称されるが、本稿においては特に十四・五世紀（一二〇〇年—一五〇〇年）を中世後期として考察の対象とする（い）を予めお断りしておきたい。

(2) 周知のように、マックス・ヴューベーは、ツンフト革命以前の、都市貴族（門閥）によって政権が独占されていた都市を「門閥都市」(Geschlechterstadt) と呼び、ツンフト革命以後の、一般市民（手工業者）が市政参加をなしとげた都市を「平民都市」(Plebejerstadt) と呼んでいる。M・ヴューベー、世良晃志郎訳『都市の類型学』創文社、一九六四年参照。

(3) 代表的な論文をあげると、以下の通りである。「中世後期ケルン羊毛工業の展開過程——ツンフト闘争期の諸利害」（経済論究三九）、「中世後期のケルン財政構造とツンフト闘争——ケルン都市会計簿の分析を中心」に（社会経済史学四三一五）、「一四一一六世紀ケルンにおけるツンフトの変質過程——中世後期ケルン『経済構造』の転換の基礎過程」（経済学研究四六一四・五）、「イルジーグラーの中世後期ケルン『経済構造の転換』論の諸問題」（比較都市史研究二一一）、「一四一一六世紀大都市・周辺地間の経済諸関係の一侧面——ケルン甲冑工ツンフトの場合」森本芳樹編著『西欧中世における都市・農村関係の研究』九州大学出版会、一九八八年所収、「一四一一六世紀ケルン職人史研究序説——中世後期職人運動『非展開』地域の構造解明に向けて」（福岡大学総合研究所研究報告一〇五）、「一五一六世紀ケルン職人運動の諸要因——ツンフト史の枠を越えて」（商学論叢三三一）、「中世後期ケルン空間の流通と制度——シュターベル研究序説(1)(2)」（経済学研究六五一四、五）。

(4) 田北広道『中世後期ライン地方のツンフト「地域類型」の可能性』十四頁以下。勿論田北氏は、この著作に先立つて発表された論文の中においても、同じ見解を述べられていた。

- (15) イルジークラーは、中世後期（十四・五世紀）のケルン都市経済を新たな発展段階を示す時代と捉えているにも拘らず、田北氏が、イルジークラーはそれを構造転換期としていると誤解した原因は、次の点にあると思われる。すなわちイルジクラーは、ショーンフェルダー（W.Schönenfelder, Die wirtschaftliche Entwicklung Kölns von 1370 bis 1513, Köln, 1970）が十五世紀（十四・五世紀ではなく十五世紀）にケルン都市経済が衰退したとする点を批判。（F.Irsigler, Die wirtschaftliche Stellung der Stadt Köln im 14. und 15.Jahrhundert, Wiesbaden, 1979, S.7）十五世紀に行われた衰退ではなく構造転換を叙述してゐるのであるが、田北氏はこの点を誤解して拡大解釈し、イルジークラーは中世後期（十四・五世紀）を構造転換期と捉えてゐると誤解したのである。
- (16) E.Frenzen, Kölner Wirtschaft im Früh- und Hochmittelalter, in:(hrsg.v.)H.Kellenbenz, Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft, Bd.1, Köln, 1975, S.123.
- (17) F.Irsigler, Kölner Wirtschaft im Spätmittelalter, in:Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft, Bd.1, S.225.
- (18) 中世後期における手工業の発展状況についてば、Schönenfelder, a.a.0., S.26ff.; Irsigler, a.a.0., S.240ff. を参照。
- (19) 伊藤栄『西洋中世都市とキリストの研究』弘文堂、一九六八年、一三一九頁以下。
- (20) Irsigler, Die wirtschaftliche Stellung der Stadt Köln im 14. und 15.Jahrhundert, 田北、上掲書。
- (21) 伊藤栄、上掲書、一二五七頁以下。
- (22) 差当たり、拙著『ドイツ中世都市と都市法』創文社、一九八〇年、一七〇頁以下、拙稿「ドイツ中世都市ケルンにおける二二九六年の『同盟文書』——自治都市の民主的新憲法——」（阪大法学四八—一）を参照。
- (23) 伊藤栄、上掲書、一四九頁、前掲拙著、一二五七頁以下。
- (24) Irsigler, Kölner Wirtschaft im Spätmittelalter, S.250.
- (25) Irsigler, Die wirtschaftliche Stellung der Stadt Köln im 14. und 15.Jahrhundert.
- (26) 例えば、田北、上掲書、四一頁以下。

西洋中世都市と都市法の諸問題（続）

- (17) 指著『ドイツ中世自治都市の諸問題』敬文堂、一九九七年、第一部第三章「中世都市ケルンのツンフトについて」を参照。
- (18) Irsigler, Kölner Wirtschaft im Spätmittelalter, S., 230.
- (19) 以上の点については、例えばマーゼフ・クーリッシュ、伊藤栄・諸田実訳『ヨーロッパ中世経済史』東洋経済新報社、一九七四年、1111頁以下参照。
- (20) 差当たり指著『ドイツ中世自治都市の諸問題』第二部第三章「中世都市ケルンのツンフトについて」一四八頁以下参照。
- (21) 田北広道「一四一—六世紀ケルン職人史研究序説」（福岡大学総合研究所報）〇五、1111頁以下。
- (22) 田北、前掲論文。
- (23) 中世後期の発展したケルン商業については、Schönfelder, a.a.O., S.7ff.; Irsigler, a.a.O., S.271ff. を参照。
- (24) Ennen, a.a.O., S.113.
- (25) Irsigler, a.a.O., S.233.
- (26) Irsigler, a.a.O., S.273.
- (27) 中世後期におけるケルン商人の遠隔地商業活動の量的拡大については、G.Hirschfelder, Die Kölner Handelsbeziehungen im Spätmittelalter, Köln, 1994 を、またハンザ同盟の一員としてのケルン商人の活動については、H.M.Wollschläger, Hansestadt Köln, Köln, 1988 を参照。なおこの点はイルジークラーが明らかにしていることであるが、十四世紀後半になると都市貴族に属する遠隔地商人の多くが、遠隔地商業から手を引くに至るという現象も生じた。すなわち彼らは、ケルンの市場を中心として比較的近隣において展開される危険の少ない商業（ぶどう酒、穀物、貴金属、布、羅紗、香料等を取扱う）に自己の活動を限定し、それにおける市場独占によって利益を獲得するようになつたのであった。このことは、Irsigler, Soziale Wandlungen in der Kölner Kaufmannschaft im 14. und 15. Jahrhundert, in: Hansische Geschichtsblätter, 92, 1974 を参照。
- (28) 差当たつ Irsigler, a.a.O., S.297ff. を参照。
- (29) 指著『ドイツ中世自治都市の諸問題』第二部第四章「中世都市ケルンの食糧品統制政策」。

- (30) E.Kelter, Geschichte der obrigkeitlichen Preisregelung, Jena, 1935.
- (31) Ennen, a.a.O., S.178f.
- (32) Irisgler, a.a.O., S.235, 272.
- (33) ケルンの互市強制権に関するわが国の研究としては、田北広道「中世後期ケルン空間の流通と制度——ヒュターペル研究序説(1)(2)——」があるが、この論文には数多くの問題点が存在し、ケルンの互市強制権に関する歪んだ像が描かれているのや、この論文については、必ず批判的検討を行う必要がある。
- (34) 中世後期におけるケルン都市経済の以上のような発展は、ケルンの地誌的発展の中にも明瞭に現われてきている。すなわち中世後期のケルンにおいては、市壁の增幅強化、市庁舎の塔の建設、市民会館ギュルツェニッヒの建築、市の武器庫の建設、飢餓に備えた市の穀物貯蔵庫の建設、道路の拡張とその厚板や石による舗装、各種の商品」とにその取引のための商館の建設、風車の建設、更には病院(施療院)、救貧院の建設等の地誌的発展が見られたのである。詳しく述べはIrisgler, a.a.O., S.234ff. を参照。
- (35) 定期用益賃貸借(*Zeipacht*)の法的性質については、H. ハシタイス、世良晃志郎・広中俊雄訳『ドイツ私法概説』創文社、一九五八年、二二〇頁を参照。
- (36) F.Steinbach, Die Rheinischen Agrarverhältnisse, in:Schulte A.(hrsg.), Tausend Jahre deutscher Geschichte und deutschen Kultur am Rhein, Düsseldorf, 1925, und in: Collectanea Franz Steinbach, Bonn, 1967.
- (37) Irisgler, Die Auflösung der Villikationsverfassung und der Übergang zum Zeipachtsystem im Nahbereich niederreinischer Städte während des 13./14.Jahrhunderts, in:Paize, H.(hrsg.), Die Grundherrschaft im späten Mittelalter, Teil 1, Sigmaringen, 1983.
- (38) 拙著『ドイツ中世都市と都市法』第一章第四節「ケルン大司教領内の小都市アールヴァーハーに及ぶ自治権と領主権力を參照。
- (39) 田北広道「中世後期ラインラントの小都市チュルピヒにおける年市とその市場機能について(上)(下)」(福岡大学商学論

叢「七一四、二八一」）を参照。

(40) 挙著『西洋中世都市の自由と自治』敬文堂、一九八六年、第一部第七章「ケルン大司教領内の小都市ツォンスにおける自治権と領主権力」を参照。

(41) 田北広道「二三一一六世紀ライント地域内商業と小都市研究——デュレンの場合(上)(下)」（福岡大学商学論叢二九一—、二一・二）を参照。

(42) 田北広道「二四一一六世紀小都市における支配とツンフト——『修道院都市』ジークブルクの場合」（経済学研究五七一三・四）を参照。

(43) 田北、上掲書、三五頁以下。

(44) この点については、差当たり田北広道「中世後期ケルン空間の流通と制度——ショターペル研究序説——」、田北広道編著『中・近世西欧における社会統合の諸相』九州大学出版会、一〇〇〇年、第三部、三、「中世後期ケルン空間における『市場』統合と制度——五世紀ケルン・ノイス間のショターペル抗争を素材として——」を参照。

(45) 同じく前掲田北論文を参照。

(46) 一つだけ例をあげるならば、中世後期のボン市において、ボンの靴屋とケルンの靴屋との間に利害の対立が発生した」とが伝えられている。E.Ernst/D.Hörold, Vom Römerkastell zur Bundesstadt.Kleine Geschichte der Stadt Bonn, 3.Aufl., Bonn, 1976, S.92.

(47) ケルン住民の中でも、特に都市貴族層が消費する物資の場合には、遠隔地から輸入される奢侈品・特産物を考慮に入れる」とが必要となるであろう。

(48) 田北広道「イルジーグラーの中世後期ケルン『経済構造の転換』論の諸問題」、田北、上掲書。

(49) 挙稿「西洋中世都市と都市法の諸問題」（大阪経済法科大学法学論集四六）。

(50) 田北、上掲書、九三頁以下。

(51) 田北、上掲書、一〇五頁以下。

—
—